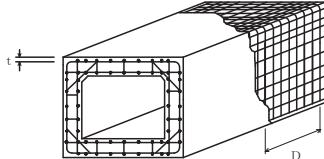


# **共通仕様書**

**土木工事編 II**

**(土木工事施工管理基準及び規格値)**

**令和2年10月1日  
令和3年4月1日一部改正**

測定基準	測定箇所	摘要
<p>施工延長 40mにつき 1ヶ所、延長 40m以下のものは 1施工箇所につき 2ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。</p>		
$d = \frac{D}{n-1}$ <p>D : n本間の延長 n : 10本程度とする φ : 鉄筋径</p> <p>工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で1ヶ所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準仕様書（設計編:標準7編2章2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書（IIIコンクリート橋・コンクリート部材編5.2）による。</p> <p>注1) 重要構造物かつ主鉄筋について適用する。</p> <p>注2) 橋梁コンクリート床版桁（PC橋含む）の鉄筋については、第3編1-18-2床版工を適用する。</p> <p>注3) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25 m<sup>2</sup>以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについて、<b>設計図書において非破壊試験の対象工事と明示された場合は、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」</b>に従い実施する。</p>		

測 定 基 準	測 定 範 所	摘 要
基準高は延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線 200m 毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000m <sup>2</sup> 未満とする。 厚さは、個々の測定値が 10個に 9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、全ての測定値の平均(X̄)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（案）」または「T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として ±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点 / m <sup>2</sup> （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ + 直下層の標高較差平均値 + 設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000m <sup>2</sup> 未満とする。	

測定基準	測定箇所	摘要
幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、各車線 200m毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、 <b>1層あたりの施工面積が2,000m<sup>2</sup>未満とする。</b> 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、全ての測定値の平均(X)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m <sup>2</sup> （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、 <b>1層あたりの施工面積が2,000m<sup>2</sup>未満とする。</b>	

測定基準	測定箇所	摘要
幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m <sup>2</sup> に 1 個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m<sup>2</sup>以上とする。 小規模とは、<b>1 層あたりの施工面積が 2,000m<sup>2</sup>未満とする。</b> 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、全ての測定値の平均（<math>\bar{X}</math>）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m<sup>2</sup>（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1 层あたりの施工面積が 2,000m<sup>2</sup>以上とする。 小規模とは、<b>1 層あたりの施工面積が 2,000m<sup>2</sup>未満とする。</b></p>	

測定基準	測定箇所	摘要
幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m <sup>2</sup> に 1 個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m<sup>2</sup>以上とする。 小規模とは、1 层あたりの施工面積が 2,000m<sup>2</sup>未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、全ての測定値の平均<math>(\bar{X})</math>について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m<sup>2</sup>（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1 层あたりの施工面積が 2,000m<sup>2</sup>以上とする。 小規模とは、1 层あたりの施工面積が 2,000m<sup>2</sup>未満とする。</p>	

測定基準	測定箇所	摘要
<p>厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線 200m毎に水糸又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3ヶ所以上測定、幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から 1 m の線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線 200m毎に水糸又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線 200m 每に両側の版端を測定する。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。</p> <p>※基準高は、設計値に従い、縦断勾配、横断勾配、側溝等周辺の構造物高さを考慮のうえ管理を行うこと。また、全測点の道路中心及び端部の高さを測定すること。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m<sup>2</sup>以上とする。 小規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m<sup>2</sup>未満とする。</p> <p>厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、全ての測定値の平均(X)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>単価契約等の維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	
隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		
<p>1. 3 次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(パンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として ±4mm が含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点 / m<sup>2</sup> (平面投影面積当たり) 以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ + 直下層の標高較差平均値 + 設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1 层あたりの施工面積が 2,000m<sup>2</sup>以上とする。 小規模とは、1 层あたりの施工面積が 2,000m<sup>2</sup>未満とする。</p> <p>単価契約等の維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	
隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

測定基準	測定箇所	摘要
<p>基準高は、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線 200m毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割で測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が<math>\geq 2,000\text{m}^2</math>以上とする。 小規模とは、<b>1 層あたりの施工面積が<math>&lt; 2,000\text{m}^2</math>未満とする。</b> 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、全ての測定値の平均(<math>\bar{X}</math>)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  単価契約等の維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（案）」または「T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として<math>\pm 10\text{mm}</math>が含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/<math>\text{m}^2</math>（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1 层あたりの施工面積が<math>\geq 2,000\text{m}^2</math>以上とする。 小規模とは、<b>1 層あたりの施工面積が<math>&lt; 2,000\text{m}^2</math>未満とする。</b></p>	

測定基準	測定箇所	摘要
幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、各車線 200m毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、1 層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 未満とする。  厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、全ての測定値の平均( $\bar{X}$ )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1 层あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、1 层あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 未満とする。	

測定基準	測定箇所	摘要
<p>幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m<sup>2</sup>に 1 個の割でコアーを採取もしくは、掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が2,000m<sup>2</sup>以上とする。 小規模とは、1 層あたりの施工面積が2,000m<sup>2</sup>未満とする。</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、全ての測定値の平均(X)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1 层あたりの施工面積が2,000m<sup>2</sup>以上とする。 小規模とは、1 层あたりの施工面積が2,000m<sup>2</sup>未満とする。</p>	

測定基準	測定箇所	摘要
幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m <sup>2</sup> に 1 個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が2,000m<sup>2</sup>以上とする。 小規模とは、1 層あたりの施工面積が2,000m<sup>2</sup>未満とする。</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、全ての測定値の平均(X)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（案）」または「T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m<sup>2</sup>（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1 层あたりの施工面積が2,000m<sup>2</sup>以上とする。 小規模とは、1 层あたりの施工面積が2,000m<sup>2</sup>未満とする。</p>	

測定基準	測定箇所	摘要
<p>厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線 200m毎に水糸又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3ヶ所以上測定、幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から 1mの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>※基準高は、設計値に従い、縦断勾配、横断勾配、側溝等周辺の構造物高さを考慮のうえ管理を行うこと。また、全測点の道路中心及び端部の高さを測定すること。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が2,000m<sup>2</sup>以上とする。 小規模とは、<b>1 層あたりの施工面積が2,000m<sup>2</sup>未満とする。</b> 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、全ての測定値の平均(X)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	
<p>隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。</p>	<p>単価契約等の維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	
<p>1. 3 次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（案）」または「T.S.（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mm が含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点 / m<sup>2</sup>（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ + 直下層の標高較差平均値 + 設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p> <p>隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1 层あたりの施工面積が2,000m<sup>2</sup>以上とする。 小規模とは、<b>1 層あたりの施工面積が2,000m<sup>2</sup>未満とする。</b> 単価契約等の維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	

測定基準	測定箇所	摘要
基準高は、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線 200m毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000m <sup>2</sup> 未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、全ての測定値の平均( $\bar{X}$ )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、各車線 200m毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。		

測定基準	測定箇所	摘要
幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m <sup>2</sup> に 1 個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m<sup>2</sup>以上とする。 小規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m<sup>2</sup>未満とする。</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、全ての測定値の平均( <math>\bar{X}</math> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	
幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m <sup>2</sup> に 1 個の割でコアーを採取して測定。		
幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m <sup>2</sup> に 1 個の割でコアーを採取して測定。		

## 出来形管理基準及び規格値

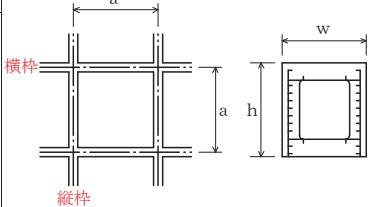
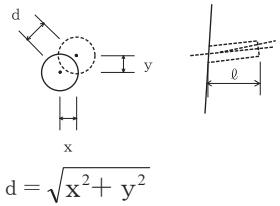
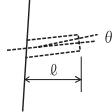
単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
基準高は、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線 200m毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000m <sup>2</sup> 未満とする。  厚さは、個々の測定値が10個に9個以上上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、全ての測定値の平均（X）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、 厚さは、各車線 200m毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。		

測定基準	測定箇所	摘要
幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m <sup>2</sup> に 1 個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m<sup>2</sup>以上とする。 小規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m<sup>2</sup>未満とする。</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、全ての測定値の平均(<math>\bar{X}</math>)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	
幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m <sup>2</sup> に 1 個の割でコアーを採取して測定。		
幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m <sup>2</sup> に 1 個の割でコアーを採取して測定。		

## 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
3 土木工事共通編	1 一般施工	14 法面工 (共通)	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 $\ell < 10m$ $\ell \geq 10m$	-100 -200
						幅 w	-30
						高さ h	-30
						枠中心間隔 a	$\pm 100$
						枠延長 L	-200
3 土木工事共通編	1 一般施工	14 法面工 (共通)	4	2	法枠工 (プレキャスト法枠工)	法長 $\ell < 10m$ $\ell \geq 10m$	-100 -200
						枠延長 L	-200
3 土木工事共通編	1 一般施工	14 法面工 (共通)	6		アンカーワーク	削孔深さ $\ell$	設計値以上
						配置誤差 d	100
						せん孔方向 $\theta$	$\pm 2.5$ 度
3 土木工事共通編	1 一般施工	14 法面工 (共通)	6		鉄筋挿入工 (ロックボルト工)	削孔深さ $\ell$	設計値以上
						せん孔方向 $\theta$	$\pm 4$ 度

測定基準	測定箇所	摘要
<p>施工延長 40m(測点間隔 25mの場合は 50m)につき 1ヶ所、延長 40m(又は 50m)以下のものは 1施工箇所につき 2ヶ所。</p> <p>計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。</p> <p>柱延長 100mにつき 1ヶ所、柱延長 100m以下のものは 1施工箇所につき 2ヶ所。</p> <p>計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。</p> <p>1施工箇所毎</p> <p>計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。</p>	 <p>柱延長：縦枠・横枠の合計延長 (交点の延長重複部を除く)</p>	<p>曲線部、凹凸部等において、柱中心間隔 <math>a</math> の下限規格値によりがたい場合は、監督員と協議のうえ、下限規格値を設定すること。</p>
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1施工箇所につき 2ヶ所。</p> <p>1施工箇所毎</p>		
全数 (任意仮設は除く)	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	グラウンドアンカー等引抜き耐力から設計長(定着長)を決定しているアンカーに適用
全数 (任意仮設は除く)		

## 出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	15 擁 壁 工 ( 共 通 )	3		補強土壁工 (補強土〔テールアル メ〕壁工法) (多数アンカー式補強 土工法) (ジオテキスタイルを 用いた補強土工法)	基 準 高 ▽	±50
						高さ h	$h < 3\text{ m}$
							$h \geq 3\text{ m}$
						鉛直度 △	±0.03 hかつ ±300 以内
						控え長さ	設計値以上
						延長 L	-200
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	15 擁 壁 工 ( 共 通 )	4		井桁ブロック工	基 準 高 ▽	±50
						法長 $\ell$	$\ell < 3\text{ m}$
							$\ell \geq 3\text{ m}$
						厚さ $t_1, t_2, t_3$	-50
						延長 $L_1, L_2$	-200

## 品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
1 セメント・コンクリート・（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く。）	施工後試験	必須	ひび割れ調査  テストハンマーによる強度推定調査	スケールによる測定  JSCE-G 504-2013	0.2mm  設計基準強度
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度
			配筋状態及びかぶり	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」による	同左
			強度測定	「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」による	同左

品質管理基準及び規格値

試験基準	概要	試験成績表等による確認
本数 総延長 最大ひびわれ幅等	<p>対象構造物（ただし、いずれの構造物についても、ブレキヤスト製品及びプレストレスコンクリートは対象としない。）</p> <p>(1) 高さ 5m以上の鉄筋コンクリート擁壁 (2) 内空断面積が25m<sup>2</sup>以上の鉄筋コンクリートカルバート類 (3) 橋梁上・下部工 (4) トンネル (5) 高さ 3m以上の堰・水門・樋門・砂防ダム (6) スノーシェッド・スノーシェルター、ロックシェッド</p> <p>構造物軸体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。フーチング・底版等で竣工時に地中・水中にある部位については竣工前に調査する。</p>	
鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類、トンネルについては目地間（ただし100mを超えるトンネルでは、100mを超えた箇所以降は、30m程度に1ヶ所）で行う。その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。 材料28日～91日の間に試験を行う。	<p>対象構造物（ただし、いずれの構造物についても、ブレキヤスト製品及びプレストレスコンクリートは対象としない。）</p> <p>(1) 高さ 5m以上の鉄筋コンクリート擁壁 (2) 内空断面積が25m<sup>2</sup>以上の鉄筋コンクリートカルバート類 (3) 橋梁上・下部工 (4) トンネル (5) 高さが 3m以上の堰・水門・樋門・砂防ダム (6) スノーシェッド・スノーシェルター、ロックシェッド</p> <p>テストハンマーによる強度試験の再試験の平均強度が所要の強度を得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。</p>	
所用の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置について、監督員と協議を行ったうえで、設置した鉄筋を損傷させないよう、コアを採取する。圧縮強度試験は公的試験機関において実施する。	
同左	同左	
同左	同左	

## 【第1編 共通編】

編 番	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 共 通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	3 5		路床盛土工 路床盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕  「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要	代表箇所各1枚	
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔締固め時〕		
						法長 幅 ※右のいざれ かで撮影す る。	200m又は1施工箇所に 1回〔施工後〕  「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」による場合は1工事に1回〔施工後〕		・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影
							「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。		
1 共 通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	6		法面整形工(盛土部)	仕上げ状況 厚さ	200m又は1施工箇所に 1回〔仕上げ時〕	代表箇所各1枚	
1 共 通 編	3 無 筋 、 鉄 筋 コン クリー ト	7 鉄 筋 工	4		組立て	平均間隔  かいぶり	コンクリート打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋について適用)  コンクリート打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋について適用)	代表箇所各1枚	
1 共 通 編	3 無 筋 、 鉄 筋 コン クリー ト	7 鉄 筋 工	4		組立て ※新設のコンクリート構造物の内、橋梁上部工事と下部工事	非破壊試験 (電磁誘導法、電磁波レーダ法)	試験毎に1回 〔試験実施中〕	代表箇所各1枚 〔試験種別毎〕	非破壊試験対象工事の場合